消防車等が消防訓練においてサイレンを吹鳴しますから、消防法第26条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年1月20日

京都市消防局長 山内	博貴
--------------	----

行政区	訓練実施場所	吹鳴日時	出動車両
北区	臨済宗相国寺派 大本山 相国寺 (上京区今出川通烏丸東入 相国寺門前町701番地)	令和2年1月23日 午後 1時10分	3台

(消防局警防部消防救助課)